

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 9 月 2 日

支出負担行為担当官

中国地方整備局長 林 正道

◎ 調達機関番号 020 ◎ 所在地番号 34

1 事業概要

(1) 品目分類番号 41、42

(2) 事業名 国道 9 号吉敷中電線共同溝 P F

I 事業

(3) 対象施設 電線共同溝（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 2 項の 9 に定める電線共同溝（道路附属物））、道路（車道、歩道等）、道路附属物（道路照明、道路標識等）

(4) 事業場所

① 所在地 山口県山口市吉敷中東 4 丁目～

山 口 県 山 口 市 維 新 公 園 4 丁 目

② 事 業 対 象 一 般 国 道 9 号

③ 延 長 2.5 km (道 路 延 長 : 1.25 km)

(5) 事 業 内 容 国 道 9 号 吉 敷 中 電 線 共 同 溝 P F

I 事 業 (以 下 「 本 事 業 」 と い う 。) は 、 民 間 資 金
等 の 活 用 に よ る 公 共 施 設 等 の 整 備 等 の 促 進 に
関 す る 法 律 (平 成 11 年 法 律 第 117 号 。 以 下 「 P
F I 法 」 と い う 。) 第 7 条 の 規 定 に 基 づ き 、 特 定
事 業 と し て 選 定 さ れ た 事 業 と し て 、 選 定 事 業 者
が 設 立 し た 特 別 目 的 会 社 (以 下 「 S P C 」 と い
う 。) 又 は 選 定 事 業 者 (以 下 「 事 業 者 」 と い う 。)
が 、 B T O (B u i l d - T r a n s f e r - O p e r a t e) 方 式)
に よ り 、 電 線 共 同 溝 等 の 設 計 、 建 設 、 維 持 管 理
を 行 う も の で あ る 。 次 に 主 な 業 務 を 示 す が 、 よ
り 詳 細 な 業 務 内 容 に つ い て は 、 要 求 水 準 書 を 参
照 す る こ と 。

① 調 査 ・ 設 計 業 務

② 工 事 業 務

③ 工 事 監 理 業 務

④ 維 持 管 理 業 務

(6) 事業期間 事業契約締結日から令和 31 年 3 月 31 日まで

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

- ① 応募者は、1 (5) に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。
- ② 応募グループの場合は、当該グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。また、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業という。
- ③ 応募グループは、契約締結までに S P C を設立することを基本とする。なお、応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、以下のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。

ア 会計決算報告において、直近３期が債務超過でないこと。

イ 会計決算報告において、経常収支が３期連続で赤字でないこと。

ウ ３期以上の決算を迎えていること。

- ④ 上記③のＳＰＣの設立において、構成員はＳＰＣに出資すること。また、ＳＰＣへの出資については、以下のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。

イ 代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ ＳＰＣの株主は、原則として本契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、あらかじめ中国地方整備局の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

- ⑤ S P C を 設 立 す る 場 合 は 、 応 募 企 業 又 は 構
成 員 以 外 の 者 で 、 当 該 S P C よ り 業 務 を 受 託
し 又 は 請 負 う こ と を 予 定 す る 者 （ 以 下 「 協 力
企 業 」 と い う 。 ） に つ い て も 、 第 一 次 審 査 提 出
書 類 の 提 出 時 に 協 力 企 業 と し て 明 記 す る こ
と 。 な お 、 協 力 企 業 と は 、 S P C の 設 立 に お
い て 、 S P C に 出 資 し な い 企 業 と す る 。
- ⑥ 応 募 に あ た り 、 代 表 企 業 、 構 成 企 業 又 は 協
力 企 業 そ れ ぞ れ が 、 1（5）に 掲 げ る 業 務 の う
ち 、 い ず れ を 実 施 す る か を 明 ら か に す る こ と 。
な お 、 一 者 が 複 数 の 業 務 を 兼 ね て 実 施 す る こ
と 又 は 業 務 範 囲 を 明 確 に し た 上 で 各 業 務 を
複 数 の 者 で 分 担 す る こ と は 差 し 支 え な い 。 た
だ し 、 同 一 の 者 又 は 相 互 に 資 本 関 係 若 し く は
人 的 関 係 に お い て 関 連 の あ る 者 が 工 事 監 理
業 務 と 工 事 業 務 （ 調 整 マ ネ ジ メ ン ト 業 務 （ 工
事 段 階 ） 及 び 本 施 設 の 所 有 権 移 転 業 務 を 除 く ）
を 実 施 す る こ と は で き な い 。 ま た 、 1（5）に 掲
げ る 業 務 以 外 の 業 務 を 実 施 す る そ の 他 企 業
は 、 実 施 す る 業 務 を 明 ら か に す る こ と 。

⑦ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査提出書類の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、中国地方整備局と協議するものとし、中国地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。

⑧ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑨ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑩ 上記⑥及び⑨の「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。

(2) 応募者共通の参加資格要件 応募企業及び応募グループの構成員並びに協力企業は、以下の①から⑧までの全ての要件を満たさなければ

ばならない。

① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

② P F I 法第 9 条の規定に該当しない者であること。

③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請

があり、当該状態が継続している者でないこと。

- ⑤ 第一次審査提出書類の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- また、地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 中国地方整備局が委託した本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所、あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑦ 中国地方整備局が設置した国道9号吉敷中電線共同溝PFI事業有識者等委員会（以下「有識者等委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」とは、上記（1）⑩に同じ。

（3） 設計企業の参加資格要件 代表企業、構成企業又は協力企業のうち、1（5）①に掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、以下の①から④までの全て要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、以下の②又は事業監理業務※の実績を有する者若しくは2（4）に掲げる工事企業の参加資格要件②を満たせばよいものとする。

※ 事業監理業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注

した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務。

- ① 中国地方整備局における令和５・６年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
- ② 以下のいずれかの実績（設計企業が設計共同企業体の場合は、代表者について１件以上）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成２６年４月１日以降本件の公告日までに完了し、引渡し済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

- ・ 道路における電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務
- ・ 道路における電線共同溝の実施（詳細）設計業務

③ 以下に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア 以下のいずれかの資格を有すること。

a 技術士（総合技術監理部門：建設－道路、建設部門：道路）

b 国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路－業務：計画・調査・設計）

イ 以下のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成21年度以降本件の公告日までに完了し、引渡し済みの業務のうち、以下に示す「同種業務」（元請けとして実施した業務。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）において1件以上（設計共同企業体の場合は、代表者について1件以上とする。）の実績を有する者とする。

・道路における電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

・道路における電線共同溝の実施（詳細）

設計業務

ウ 配置予定管理技術者については、第一次審査提出書類の提出期限日以前３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

エ 上記アからウまでについて確認できる書類を添付すること。添付がされない場合は、入札に参加できないことがある。

④ 上記②、③のイの実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した業務に係る実績である場合にあっては、業務評定点が６０点未満のものは、実績として認めない。

（４） 工事企業の参加資格要件 代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１（５）②に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、以下の①から③までの全ての要件を満たさ

なければならない。ただし、本施設の所有権移
転業務のみを実施する者はこの限りでなく、2
(2)に掲げる応募者共通の参加資格要件を満た
せばよいものとする。また、調整マネジメント
業務（工事段階）のみを実施する者はこの限り
でなく、以下の②の要件又は2(3)に掲げる設
計企業の参加資格要件②を満たせばよいもの
とする。

① 中国地方整備局における令和5・6年度
「アスファルト舗装工事」又は「一般土木工
事」の一般競争参加資格の認定を受けている
こと。

② 平成21年4月1日以降本件の申請書提出
期限日までに元請けとして完成・引渡しが完
了した、以下の同種工事を施工した実績を有
すること。又は平成21年4月1日以降本件
の申請書提出期限日までに元請として完成・
引渡しが完了した海外施工実績のうち、海外
インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度
において認定された工事が以下の同種工事

である施工実績を有していること。又は平成
21 年 4 月 1 日以降本件の申請書提出期限日
までに完成・引渡しが完了した中国地方整備
局発注工事の協力企業表彰（令和 2 年度以前
は下請企業表彰とする。）を受けた企業で、協
力企業表彰の対象となった工事が以下の同
種工事である施工実績を有していること。

同種工事とは、以下の要件を満たす工事
とする。

- ・ 供用中の道路法上の道路（国道・都道府
県道・市町村道のいずれか）で交通規制
を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボッ
クス若しくは電線類の地中化を施工し
た工事

共同企業体の構成員としての実績は、出資
比率 20% 以上（地域維持型 J V の構成員とし
ての実績は出資比率が 10% 以上とする。）で
あること。ただし、乙型 J V（異工種 J V）
の同種工事の施工実績については、出資比率
に関わらず各構成員が施工を行った分担工事

の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては、当該組合施工の場合に限る。

経常 J V にあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点が 65 点未満のものは実績として認めない。

また、当該施工実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（C O R I N S）」（以下「C O R I N S」という。）に登録を義務付けている場合（500 万円未満の工事は除く。）は、C O R I N S に登録されていなければ、実績として認めない。

- ③ 以下に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」とい

う。)を配置できること。なお、専任の可否は関係法令による。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、以下の者をいう。

a 1級建設機械施工技士の資格を有する者

b 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者

c これらと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者

なお、主任技術者の場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに示す資格を有する者でなければならない。（建設業法施行規則第7条の3及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

イ 平成 21 年 4 月 1 日以降本件の申請書提出期限日までに、元請けとして完成・引渡し
しが完了した、以下の同種工事を施工した実績を有する者であること。又は平成 21 年
4 月 1 日以降本件の申請書提出期限日までに元請として完成・引渡ししが完了した海外
施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定され
た工事で同種工事の施工実績を有していること。又は平成 21 年 4 月 1 日以降本件
の申請書提出期限日までに完成・引渡ししが完了した中国地方整備局発注工事で協力
企業表彰（令和 2 年度以前は下請企業表彰とする。）の対象となった工事において、主
任技術者で従事していた者であり、かつ協力企業表彰の対象となった工事が以下の
同種工事の施工実績を有していること。

なお、平成 21 年 4 月 1 日以降本件の申請書提出期限日までに産前産後休業（労働基
準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1

項又は第2項の規定による休業)、育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)、介護休業(同条第2号に規定する休業)(以下「出産・育児等による休業」という。)を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出すること。

同種工事とは、以下の要件を満たす工事とする。

- ・ 供用中の道路法上の道路(国道・都道府県道・市町村道のいずれか)で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上(地域維持型JVの構成

員としての実績は出資比率が 10% 以上とする。) であること。ただし、乙型 J V (異工種 J V) の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては、当該組合施工の場合に限る。

経常 J V にあっては、構成員のうちの 1 社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が 65 点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が C O R I N S に登録を義務付けている場合（500 万円未満の工事は除く。）は、C O R I N S に登録されていなければ、実績として認めない。

ウ 配置予定技術者にあっては、第一次審査

提出書類の提出期限日以前３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととし、また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

また、次に掲げる通達に該当する配置予定技術者にあつては、当該通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合、又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は、入札に参加できない。なお、当該要件に適合しない者を配置予定技術者として配置していることが確認された場合は契約を解除する。

- ・建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成13年5月30日付け国総建第155号）
- ・官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）（平成28年3月24日付け国土建第483号）
- ・親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）（平成28年5月31日付け国土建第119号）
- ・持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）（平成28年12月19日付け国土建第357号）

エ 監理技術者にあつては、監理技術者資格

者証及び監理技術者講習修了を有する者であること。

オ 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

カ 上記アからエまでについて確認できる書類を添付すること。添付がされない場合は、入札に参加できないことがある。

(5) 工事監理企業の参加資格要件 代表企業、構成企業又は協力企業のうち、1(5)③に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、以下の全ての要件を満たさなければならない。

- ① 中国地方整備局における令和5・6年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
- ② 平成21年4月1日以降本件の申請書提出期限日までに以下に示す条件を満足する同種工事の工事監督を支援、又は自ら工事監督を行った実績を有すること。

- ・ 供 用 中 の 道 路 法 上 の 道 路 （ 国 道 ・ 都 道 府
県 道 ・ 市 町 村 道 の い ず れ か ） で 交 通 規 制
を 実 施 し 、 か つ 電 線 共 同 溝 又 は 情 報 ボ ッ
ク ス 若 し く は 電 線 類 の 地 中 化 を 施 工 し
た 工 事

（６） 維 持 管 理 企 業 の 参 加 資 格 要 件 代 表 企 業 、 構

成 企 業 又 は 協 力 企 業 の う ち 、 １（５）④ に 掲 げ る
維 持 管 理 業 務 を 実 施 す る 者 （ 以 下 「 維 持 管 理 企
業 」 と い う 。 ） は 、 以 下 の ① か ら ③ の 全 て の 要 件
を 満 た さ な け れ ば な ら な い 。 た だ し 、 点 検 業 務
の み を 実 施 す る 者 は 以 下 の ① 及 び ② の 要 件 を
満 た せ ば よ い も の と し 、 補 修 業 務 の み を 実 施 す
る 者 は 以 下 の ③ の 要 件 を 満 た せ ば よ い も の と
す る 。 ま た 、 調 整 マ ネ ジ メ ン ト 業 務 （ 維 持 管 理
段 階 ） の み を 実 施 す る 者 は こ の 限 り で な く 、 ２
（２）に 掲 げ る 応 募 者 共 通 の 参 加 資 格 要 件 を 満 た
せ ば よ い も の と す る 。

- ① 中 国 地 方 整 備 局 に お け る 令 和 ５ ・ ６ 年 度
「 土 木 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 」 に 係 る
一 般 競 争 参 加 資 格 の 認 定 を 受 け て い る こ と 。

② 平成 21 年 4 月 1 日以降本件の申請書提出
期限日までに完了した国及び地方公共団体
発注による道路構造物保守点検業務の実績
を有していること。

③ 中国地方整備局における令和 5・6 年度
「アスファルト舗装工事」又は「維持修繕工
事」の一般競争参加資格の認定を受けている
こと。

(7) その他企業の参加資格要件 代表企業、構成
企業又は協力企業のうち、1(5)に掲げる業務
以外を実施する企業の参加資格要件は、2(2)
に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせ
ばよいものとする。

3 総合評価に関する事項

(1) 入札参加者は入札書及び事業計画書（以下
「事業提案」という。）をもって入札し、入札価
格が予定価格の範囲内である者のうち、(2)に
よって得られる内容点と価格点を合計した数
値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者
を落札者とする。

(2) 入札参加者からの事業提案を入札説明書に

添付する事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

① 内容点評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、事業提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて得点（最高点 700 点）を付与する。

② 最低入札価格を当該応募者の入札価格で除した数値に得点を乗じた価格点（最高点 300 点）を付与する。

(3) 上記(1)において、総合評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 国土交通省 中国地方整備局 総務部 契約課

電 話 : 0 8 2 - 2 2 1 - 9 2 3 1

(内 線 2 5 2 6)

M a i l : y o s h i k i n a k a - p f i @ c g r . m l i t . g o . j p

な お 、 入 札 説 明 書 等 の 内 容 に つ い て 電 話 で の
直 接 回 答 は 行 わ な い 。

(2) 入 札 説 明 書 の 交 付 期 間 、 場 所 及 び 方 法

令 和 6 年 9 月 3 日 (火) から 令 和 6 年 12 月 25
日 (水) ま で 。 国 土 交 通 省 中 国 地 方 整 備 局 ホ ー
ム ペ ー ジ (<https://www.cgr.mlit.go.jp>) に て
交 付 す る 。 な お 、 入 札 説 明 書 に つ い て は 、 上 記
4 (1) で 書 面 に よ り 交 付 す る 。

(3) 第 一 次 審 査 資 料 (参 加 表 明 書 及 び 参 加 資 格 審
査) の 提 出 期 間 、 場 所 及 び 方 法

令 和 6 年 10 月 3 日 (木) から 令 和 6 年 10 月
21 日 (月) ま で の 土 曜 日 、 日 曜 日 及 び 祝 日 等 (行
政 機 関 の 休 日 に 関 す る 法 律 (昭 和 63 年 法 律 第
91 号) 第 1 条 第 1 項 に 規 定 す る 行 政 機 関 の 休 日
(以 下 、 「 休 日 」 と い う 。) を 除 く 毎 日 、 10 時 00
分 か ら 17 時 00 分 ま で 。 提 出 場 所 は 上 記 4 (1)
に 同 じ 。 な お 、 持 参 、 郵 送 (書 留 郵 便 に 限 る) 。

提出期限必着。以下同様。)又は託送(書留郵便
と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。)
により提出すること。電送(ファクシミリ)に
よるものは受け付けない(以下同様。)

(4) 第二次審査提出書類(入札書含む)の提出期
限、場所及び提出方法

令和6年12月26日(木)までの休日を除く
毎日、10時00分から17時00分まで。

提出場所は上記4(1)に同じ。なお、持参、郵
送又は託送により提出すること。

(5) 開札の日時及び場所

令和7年2月7日(金) 13時30分

広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同
庁舎2号館 中国地方整備局 総務部契約課
入札室

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除する。

② 契 約 保 証 金 納 付 す る 。

事 業 者 は 、 整 備 業 務 (1 (5) ① 、 ② 及 び ③ の
業 務) の 履 行 を 確 保 す る た め 、 本 施 設 の 引 渡
し 日 ま で を 期 間 と し て 、 以 下 の ア か ら ウ の い
ず れ か の 方 法 に よ る 事 業 契 約 の 保 証 を 付 す も
の と す る 。

ア 会 計 法 (昭 和 22 年 法 律 第 35 号) 第 29 条
の 9 第 1 項 に 基 づ く 契 約 保 証 金 の 納 付

イ 会 計 法 第 29 条 の 9 第 2 項 に 基 づ く 契 約
保 証 金 に 代 わ る 有 価 証 券 そ の 他 の 担 保 の
提 供

a 契 約 保 証 金 に 代 わ る 担 保 と な る 有 価 証
券 等 の 提 供

b 債 務 の 不 履 行 に よ り 生 ず る 損 害 金 の 支
払 を 保 証 す る 銀 行 、 国 が 確 実 と 認 め る 金
融 機 関 又 は 保 証 事 業 会 社 (「 公 共 工 事 の
前 払 金 保 証 事 業 に 関 す る 法 律 」 (昭 和 27
年 法 律 第 184 号) 第 2 条 第 4 項 に 規 定 す
る 保 証 事 業 会 社 を い う 。) の 保 証

ウ 会 計 法 第 29 条 の 9 第 1 項 た だ し 書 き に

基 づ く 契 約 保 証 金 の 納 付 に 代 わ る 担 保 の
提 供

a 債 務 の 不 履 行 に よ り 生 ず る 損 害 を て ん
補 す る 履 行 保 証 保 険 契 約 の 締 結

な お 、 契 約 保 証 金 の 金 額 、 保 証 金 額 又 は 保
険 金 額 は 、 本 施 設 の 施 設 費 の う ち 、 調 査 ・ 設
計 業 務 費 、 工 事 業 務 費 、 工 事 監 理 業 務 費 及 び
調 整 マ ネ ジ メ ン ト 業 務 費 （ 設 計 段 階 ・ 工 事 段
階 ） に 相 当 す る 合 計 額 の 10 分 の 1 以 上 と す
る 。

(3) 入 札 の 無 効 以 下 の い ず れ か に 該 当 す る 入
札 は 無 効 と し 、 無 効 の 入 札 を 行 っ た 者 を 落 札 者
と し て い た 場 合 に は 落 札 決 定 を 取 り 消 す 。

① 入 札 公 告 等 に 示 し た 競 争 参 加 資 格 の な い
者 の し た 入 札

支 出 負 担 行 為 担 当 官 に よ り 競 争 参 加 資 格
の あ る 旨 確 認 さ れ た 者 で あ っ て も 、 入 札 書 提
出 後 開 札 の 時 ま で に 2 に 掲 げ る 資 格 を 失 っ た
も の 、 又 は 、 開 札 の 時 に お い て 2 に 掲 げ る 資
格 の な い も の は 、 競 争 参 加 資 格 の な い 者 に 該

当する。

- ② 委任状を提出しない代理人のした入札
- ③ 入札参加表明書に記載された応募者の代表企業以外の者のした入札
- ④ 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑤ 記名押印を欠く入札
- ⑥ 金額を訂正した入札
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- ⑧ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑨ 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札
- ⑩ その他本件入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法 落札者の決定にあたっては、総合評価落札方式（会計法第29条の6第2項及び予算決算及び会計令第91条第2項）を採用する。

(5) 手続における交渉の有無 無。

- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。
- (8) 事業提案のヒアリングを実施する。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記 2 (3)①、2 (4)①、2 (5)①又は 2 (6)①及び②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4 (3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Administrators of public facilities :
- Hayashi Masamichi, Director-General of

Chugoku Regional Development Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism

(2) Classification of the services to be
procured : 41, 42

(3) Subject matter of the contract : PFI-
based design, construction and maintenance
of the Yoshiki Common-Use Cable Tunnel (BTO-
scheme)

(4) Time-limit for the submission of
application forms and relevant documents
for the qualification : 17:00 21
October 2024

(5) Time-limit for the submission of
tenders : 17:00 26 December 2024

(6) Contact point for the project : Road
Administration Division, Road Department,
Chugoku Regional Development Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism

6-30, Kamihacchoubori, Nakaku, Hiroshima

730-8530, Japan

Phone +81-82-221-9231 Extension 2526